

70歳以上の皆様へ



高額療養費の限度額が変わります！

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担額が、下記のように変更になります。

《平成29年7月まで》

区 分		自己負担限度額	
		外来+入院 (世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役並み	課税所得145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,000円※2】
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円
非課税住民税世帯	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円

《平成29年8月から》

区 分		自己負担限度額	
		外来+入院 (世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役並み	課税所得145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,000円※2】
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	14,000円 〔年間上限14万4,000円〕	57,600円 【多数回44,000円※2】
非課税住民税世帯	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

～ 国民健康保険に加入されている皆さまへ ～

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。この変更で、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

高額療養費に関するお問い合わせは、

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国保組合にご加入の方は、ご加入の医療保険者まで
- 国民健康保険にご加入の方は、役場町民課国保年金係 ☎⑦2113 まで
- 後期高齢者医療にご加入の方は、千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 まで